

「健康しが」活動創出支援事業にかかる質問回答（令和6年度受付分）

No.	カテゴリ	質問内容	回答	備考
1	その他	申請時、種別が法人か個人の選択欄が見当たらず個人での種別になりましたが、これでよいでしょうか。	システムの都合上、種別は個人のみ選択できるように設定しておりますので、個人を選択いただきお申し込いただくので間違いありません。	4/30回答
2	提出書類	申請時、参考となる書類を添付出来るようになっていましたが、令和6年度「健康しが」活動創出支援事業費補助金のご案内にはその記載がありません。これはどういうものを想定されているのか教えてください。また、すでに申請済みですが、該当する書類があった場合、添付するにはどのようにすればいいですか？	募集要項「Ⅲ 応募申込書の提出」の「1. 提出書類」に記載の提出書類一覧のうち、「⑧その他審査にあたって参考となる資料」を添付していただく箇所です。事業計画書の内容を補足するような写真や資料等ございましたらご提出ください。ただし、審査は①～④までの資料を用いて行いますことご留意ください。また、すでに応募された方で、資料の追加を希望される方は、改めて1から専用フォームにてご提出ください。	4/30回答
3	補助対象経費	広告宣伝費として、団体独自の動画作成費は申請可能でしょうか。	可能です。ただし、作成を専門業者等に委託される場合は委託費として計上してください。	4/30回答
4	補助対象事業	滋賀県以外でのセミナー開催に要する費用の申請は可能でしょうか。	募集要項「Ⅰ 補助事業の内容」の「4. 補助対象となる事業」に記載のとおり、本補助金の対象となる事業は「県民の健康づくりに資する取組」のため、県外でのセミナー開催に要する費用は対象外です。	4/30回答
5	補助対象事業	滋賀県から指定管理料を受け取っていますが、イベントの内容充実や品質向上のために今回の助成金の申請は可能でしょうか。	指定管理として実施すべき業務に対する経費には活用いただけません。ただし、指定管理の業務とは別に、団体独自の取組として実施する場合には、活用できます。	4/30回答
6	補助対象者	当補助金を活用して新たな事業に取り組むにあたり、現在の団体を母体として新たな屋号で開業届を出すことを検討しています。その場合、団体概要は現在の団体で出すべきでしょうか？それとも新たな団体で出すべきでしょうか？	補助金を応募する団体の概要を提出してください。	4/30回答
7	補助対象経費	募集要項にて「委託料と備品購入費の合計は交付決定額の1/2以内」とあり、交付決定額が最大で200万円なので合計額は100万円以内に抑える必要があると思います。この要件について、積算詳細で財源を補助金としている委託料と備品購入費の合計が100万円以内であれば問題ないでしょうか？それとも全事業費のうち委託料と備品購入費は100万円以内に抑える必要があるのでしょうか？例として、全事業費が400万円でそのうち200万円が委託料と備品購入費であった場合、200万円の財源として補助金100万円+その他100万円なら問題ないのでしょうか？	お見込みのとおりです。事業費全体に対してではなく、交付決定額に対して、「委託費」と「備品購入費」の合計が1/2以内になるようにしてください。また、チラシの留意事項にも記載しておりますが、応募申込書に記載の希望額より少ない補助額で採択になる可能性があります。その場合も申込時点で記載の取組内容で事業を実施していただく必要があります。希望額より少ない補助額で採択された場合は、補助額に合わせて積算を調整していただく可能性がありますことご承知おきください。	4/30回答
8	補助対象事業	申請する際に、連携したいと考えている団体の内諾を得ておく必要があるのでしょうか？助成金を得てから団体に交渉をしに行くということは、審査の視点の③の反するのでしょうか？	応募時点では、連携を見込んでいる団体の内諾は必須ではありません。事業計画書「(4) 連携が見込まれる団体等および連携先に期待する役割」で、連携見込みの程度を記入いただけますので、連携が未確定の場合は「未定」を選択してください。	4/30回答
9	補助対象事業	G-NET滋賀といった公の団体などと連携を取ることは可能でしょうか？	可能です。	4/30回答